

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年3月4日（金）
会議時間 14時00分開会 14時30分閉会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：山下清美
委員：鈴木孝寿、口田邦男、高橋政悦
議長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：宇都宮学
- 5 説明員 副町長：山本 司
総務課長 神谷昌彦、総務課長補佐 野々村徹、行政管理係長 尾田和哉
- 6 議 件
 - (1) 令和4年 第3回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案等（町・議会）の確認
 - ② 一般質問の確認
 - ③ 審議方法及び審議日程の決定
 - ④ 会期の決定
 - ⑤ 陳情、請願、意見書等について
 - ・ 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願について
 - (2) その他
 - ・ 議員研修の受講希望者募集について
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（中島里司）：皆さんご苦労様です。只今より議会運営委員会を開会する。午前中に一般質問の通告を議長のほうで受けて、3月、第3回議会定例会の日程が最終的に決定できるかという状況である。大変忙しい所、執行側の副町長以下ご出席いただきながら、3月定例議会の運営についてを議題として開会したいと思う。よろしく願います。

（1）令和4年 第3回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の確認

委員長：早速、議件に沿っていききたいと思う。

はじめに、予定議案等の確認をさせていただきたいと思う。執行側より前回の議運開催以後の提出議案等の変更・追加・取り止めの確認をしたいと思う。執行側について副町長より説明をお願いします。

副町長（山本 司）：前回の委員会以降、議案の変更が1件、追加が2件あるので、説明をさせていただく。お配りしている議案をご覧くださいと思う。

議案第16号と書いた資料である。先日、お配りした議案書の議案第16号であるが、清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正について、町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例に合わせて、議員の費用弁償の額の表の改正をするものですが、改正すべき別表2という記載が抜け落ちていた。恐れ入るが、この部分を付け加えて当日、開会前に議案の差し替えをお願いしますのものである。

続いて、追加が2件ある。議案第34号、非常勤職員の報酬及び費用弁償条例、議案第35号、実費弁償支給に関する条例、この2件である。いずれも一部改正であるが、この2件についても職員の旅費に関する条例の一部改正に合わせて非常勤職員の費用弁償、また、実費弁償者への車賃などの改正を行うものであるが、先日、配布した議案に含めていなかった。恐れ入るが、当日、開会前に議案の追加をお願いしますのものである。以上、お手数お掛けするが、よろしく願います。

委員長：只今、追加ということで副町長から説明があった。内容等について疑問点があれば質問を受けたいと思う。何かあるか。

（なしという声あり）

委員長：ないようなので、次に進めさせていただく。

次に議会提案の変更・追加の確認を事務局長、説明をお願いします。

田本局長：前回、議会運営委員会以降の追加事項について説明する。

1つ目については、陳情・請願・意見書の中で請願が1件出てきている。資料をお手元に配布させていただいている。選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願について、清水地区連合会から、川上 均議員を紹介議員として請願が届いているので、これの追加になる。

もう1件、資料はないが、議員の派遣についてということで現在、議員の研修の取りまとめを行っている。6月定例会以前に出席予定の案件については、議員の派遣の決定が必要となるので、その項目が追加予定される見通しである。以上である。

委員長：今、局長からの説明で、何かあれば意見をいただきたいと思う。何かあるか。

（なしという声あり）

委員長：ないようなので、次に進めさせていただく。

② 一般質問の確認

委員長：②一般質問について、今回7名14項目の通告があった。答弁書の提出を希望する議員は、通告のあった全議員である。若干、休憩をとって質問内容の通告内容の確認を皆さんにさせていただきたいと思う。休憩する。

【休憩 14：06】

【再開 14：09】

委員長：休憩を閉じ、再開する。

内容的に特に問題があるような事があれば、意見をいただきたい。何かあるか。
(なしという声あり)

委員長：次に移る。議会に関してチラシ折り込みにより住民に周知することから日程等の割り振りを行いたいと思う。今までの慣例からいくと7名ということであるので、人数的には1日目が4名、2日目が3名という割り振りになろうかと思う。特に異議あれば受けたいと思うが、あるか。

(なしという声あり)

委員長：なしと認める。

③ 審議方法及び審議日程の決定

委員長：③審議方法及び審議日程について決定をしていきたいと思う。お手元に配付の付議予定議件により、審査月日等を順に確認決定していきたいと思う。事務局長より説明をお願いする。

田本局長：お手元に今回の付議予定議件の一覧を載せている。条例については、第9号、清水町の休日に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以下全部で17件の条例案になる。この中で、令和4年度当初予算と関連する条例改正があるので、議案第16号、清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定以下、議案第17号、18号こちらが同じく期末手当の改正に係る部分、議案第20号、清水町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、及び35号が同じく旅費等の単価、費用弁償の分で変更に係る条例、議案第23号清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらについても予算に関連する項目ということで、以上の7件の条例案については、令和4年度予算の設定、6会計の予算の設定の案件と共に初日に予算特別委員会への付託を行うものである。戻って、条例の第9号から以下の今、説明した条例を除く部分については、3月23日最終日に条例改正案の審議を行っていただくことになる。

補正予算の議案第3号から第8号まで一般会計以下6会計の補正予算については、最終日3月23日の審議の予定となる。

その他の議案であるが、行政報告について、新型コロナウイルスワクチンの接種状況及び5～11歳の小児接種について、初日に報告をいただく。

令和4年度町政執行方針並びに教育行政執行方針についても、初日に方針を述べていただくことになる。

議案第30号、財産の交換について、第31号、人権擁護委員候補者の推薦について、第32号、清水町固定資産評価審査委員会委員の選任について、第33号、清水町農業委員会委員の任命について、いずれも3月23日最終日の審議の予定となる。

議会関係の日程であるが、一般質問については、先程説明の通り7名14項目の質問の通告があった。14日に4名、15日に3名ということで、両日で実施をする。

請願については2件、コロナ禍での消費拡大対策の強化に関する請願書について、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願について2件を、3月11日初日に委員会に付託して審査を行う。

所管事務調査の報告、各常任委員会からの報告を3月11日に、所管事務等調査の申し出、各常任委員会、議会運営委員会からの申し出を最終日3月23日、議員

の派遣についても3月23日に審議を予定している。なお、会期中に予定されるものとして、議会側については、委員会報告、これは予算審査特別委員会の審査を16日～18日の予定で行うことになっている。その審査の結果について、3月23日最終日に報告される予定となる。請願審査については、11日初日に付託をされたら、その内容について同日に委員会を開催していただきその結果を3月14日に報告していただく。

なお、請願採択となった場合については、2本の案件について3月23日に意見書についての審議をいただく予定となる。以上が全体の日程の一覧となる。以上である。

委員長：今、局長から日程について説明があったが、何か本会議、あるいは予算審査特別委員会での審議という振り分け、日にちについても説明があった。この辺について何か、意見等あるか。

(なしという声あり)

委員長：なしとする。

予算審査特別委員会に付託する案件があるわけであるが、これらについて予算審査特別委員会の進め方について、ここで確認をさせていただく。例年の審査方法ということで、お諮りする。原則、主任職以上が説明員として出席ということである。担当課から特に説明を要する事項の説明を受け一般会計歳出、歳入、特別会計の順に進め、一般会計歳出は目ごと、一般会計における特別会計の繰出金は、特別会計の際に行う。関連条例の審査は、該当する歳出の最初に行う。質疑については、一問一答方式とし、回数の制限は設けず連続して行い、委員会での討論は省略している。

また、説明員が発言の際は、挙手をして「委員長」と呼び、該当する審査の最初の発言の際は、職名を言うように執行側へ依頼している。答弁者のことである。

以上、審査の進め方について、今話したとおりであるが、特に何かあれば意見をいただきたいと思う。あるか。

(なしという声あり)

委員長：ここで、全員協議会の開催の予定ということでお諮りしたいと思う。今、請願が出ているので、請願審査の結果によって意見書の提出予定があれば、開会する必要がある。要するに意見案が発生した場合には、一般質問3月15日の終了後に開催を予定したい。その結果、最終の日に可決されれば、意見書の提出という運びになると思うので、その様な取り扱いでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：そのようにさせていただく。

④ 会期の決定

委員長：次に、会期の決定について。内容等については、いろいろご審議いただいた。前回、協議したとおり、3月11日～3月23日までの13日間で決定したいと思う。そのようなことでよいか。

(はいという声あり)

委員長：異議なしと認める。

⑤ 陳情、請願、意見書等について

- ・ 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願について

委員長：陳情、請願、意見書等についてお諮りする。

今回、追加で出てきている請願について、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願の取り扱いについて、確認をさせていただく。

請願について、会議規則第91条で所管の委員会に付託するとされている。内容について厚生文教常任委員会へ審査を付託することが好ましいと思うが、そういうことでよいか。鈴木委員。

鈴木委員：個人の私見を述べる場所ではなく、どちらの委員会でやるかだけを決めるということでしたか。そうであれば何も質問ない。

委員長：要するに夫婦別性制度というのは、所管が町民生活課になるみたいなので、そういうことである。特に意見なしと認め、厚生文教常任委員会に審査を付託することに決定する。

暫時休憩する。

【休憩 14：22】

【再開 14：24】

委員長：休憩を閉じ再開する。

2 常任委員会の中での判断をさせていただかなければならないということで、先程申し上げた厚生文教常任委員会よろしく申し上げたいと思う。いろいろ議論した話で出た中で、執行側で話を伺って何かあれば。意見あるか。

(ないという声あり)

委員長：執行側については、ご退席いただいて結構である。

暫時休憩する。

【休憩 14：25（執行側退席）】

【再開 14：26】

(2) その他

・議員研修の受講希望者募集について

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。(2) その他に入りたいと思う。議員研修の受講者希望募集について、手続き上のことも含めて局長のほうから若干説明をいただきたい。

田本局長：議員研修の受講希望者の募集についてということで、確認をさせていただきたいと思う。先日、議運を経て全員協議会の中で令和4年度議員研修の受講希望者の募集について案内をしたところである。この際にこちらのほうで、手続き等を考慮していない日程設定をしていないところがあったので、若干、募集日程の変更をしたいと考えているところである。全国町村議会議長会、市町村アカデミー、国際文化アカデミーが主催する研修について先日から3月23日までの期間で、参加者の募集を確認して申込等の対応をしたいと説明したが、こちらについては、4月、5月開催日程の研修会もあり、これらに参加予定の方が発生した場合に3月の定例会で議員の派遣について確認をしなければならないことに後から気が付いた。確認を行う期間をもつために3月23日までの期間での申込を今行うこととしていたが、3月15日までということで期間を前倒しして全体の把握を致して、その中で参加の部分の調整を行った上で必要な議決の部分については、そちらの準備をしていくというふうにしたいと考えている。これについて、ここで確認をしていただければ後程、議員皆さんにメールで募集期間の日程変更についてお知らせしたいと考えている。以上である。

委員長：只今の議員研修の関係で、局長から説明いただいた。今説明したとおり決定してよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：そのように進めさせていただく。事務局のほうでよろしく願います。

その他、委員の方からあるか。

(なしという声あり)

委員長：その他で申し上げるのは、議事進行の中で多分一般質問の4人と3人は申し上げていたが誰が1日目の4人とか、2日目の3人とかについては一般質問順番表のとおりということで、全部確認が終わったと捉えて本日の議会運営委員会を終わらせていただいてよろしいか。

(はいとの声あり)

委員長：異議なしと認め、本日の議会運営委員会をこれで閉じさせていただく。ご苦勞様でした。

【閉会 14：30】